徳島大学理工学部ＦＤ委員会規則

平成２８年４月１日
理工学部長制定

（設置）

第１条　徳島大学理工学部及び徳島大学大学院創成科学研究科理工学専攻に，徳島大学理工学部ＦＤ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　ＦＤ活動の企画及び実施に関すること。

(2)　委員会活動の成果報告に関すること。

(3)　その他ＦＤに関すること。

（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　学部長が指名した委員長，副委員長

(2)　各履修コースから選出された者　各１人

(3)　その他委員会が必要と認める者

２　委員長及び副委員長は，前項第２号の委員を兼ねることができる。

（任期）

第４条　委員長及び副委員長の任期は，１年とする。

２　前条第１項第２号の委員の任期は，２年とする。ただし，委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

３　前条第１項第３号の委員の任期は，２年の範囲内で委員会が必要と認める期間とする。

４　委員は，再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

３　副委員長は，次年度の委員長とする。

（会議）

第６条　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　議事は，出席した委員の過半数をもって決する。

（代理出席）

第７条　第３条第１項第２号及び第３号の委員が会議に出席できないときは，代理の者を出席させることができる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（小委員会）

第９条　委員会に，小委員会を置くことができる。

２　小委員会は，委員長の指名する委員をもって構成する。

３　小委員会には，委員以外の者を加えることができる。

４　前２項のほか，小委員会について必要な事項は，委員会が別に定める。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は，常三島事務部理工学部事務課において処理する。

（雑則）

第１１条　この規則に定めるもののほか，委員会について必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際，最初に選出される第３条第１項第２号の委員のうち，社会基盤デザインコース，応用化学システムコース，情報光システムコース情報系及び応用理数コース数理科学系から選出された者の任期は，第４条第２項本文の規定にかかわらず，平成２９年３月３１日までとする。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年４月１日から施行する。